

平成29年度 第1回さいたま市社会福祉審議会 児童虐待検証専門分科会 議事録

日時：平成30年3月22日（木）15：30～16：15
場所：さいたま市民会館うらわ 705・706集会室

次 第

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 平成28年度及び平成29年度児童虐待通告・対応状況について
 - (2) 平成28年度及び平成29年度児童虐待防止啓発事業について
 - (3) その他
- 3 閉 会

資 料

席次表
名簿
次第
資料1 平成28年度及び平成29年度児童虐待通告・対応状況について
資料2 平成28年度及び平成29年度児童虐待防止啓発事業について
その他資料 さいたま市社会福祉審議会条例の写し

出席者（敬称略）

【委員】

出席委員・・・鈴木経夫（会長）、海老原夕美、大原岳夫、久手仁美、佐藤清二、鈴木真由美、
欠席委員・・・相澤仁、石塚章夫

【事務局】さいたま市

・子ども未来局

子ども育成部：住谷部長／子育て支援政策課 小田嶋参事（兼）課長／児童相談所 町田参事（兼）所長／他

公開又は非公開の別

公開

問 合 せ 先

子ども未来局 子ども育成部 子育て支援政策課 電話048-829-1909

1 開 会

(事務局)

- (1) 資料の確認
- (2) 委員定数8人に対し過半数6人の出席があり、「さいたま市社会福祉審議会条例」の規定により児童福祉専門分科会成立の報告
- (3) 委員の紹介
- (4) 傍聴希望者がいないことの報告

2 議 事

(鈴木会長)

早速ですが、予定の議事を進行します。まず、議事の1ですが、担当から御説明をお願いします。

(児童相談所長)

児童相談所でございます。それでは、(1)としまして、「平成28年度及び平成29年度児童虐待通告・対応状況について」御説明させていただきます。

お手元の資料1で説明をさせていただきます。こちらの資料については、平成24年度から28年度までの過去5年間の状況についてお示しをしております。今年度の状況につきましては、大変恐縮ですが、まだ年度途中ということもございますので、口頭での説明とさせていただきますので御了解ください。

まず、始めに「児童虐待相談件数」でございます。御覧いただけますように児童虐待相談件数は増加の一途でございます。さいたま市におきましては、平成24年度に初めて1,000件を超えて、昨年度の平成28年度には2,000件を超えるまでになっております。平成28年度の児童相談所での全相談受付件数は、こちらの資料にはございませんが、4,854件で、虐待相談の占める割合は全体の46.8%になっております。ちなみに、全相談件数に占める割合は、平成24年度でみめますと32.5%であり、虐待相談の占める割合も年々増加している状況でございます。なお、今年度の状況につきましては、口頭で失礼いたしますが、今年2月末時点の速報値は2,163件となっております。このままですと今年度は昨年度を上回ると見込まれているところでございます。

続きまして、「虐待種別件数」でございます。こちらは、委員の皆様も御承知のとおり、児童虐待につきましては、身体的、ネグレクト、性的、心理的の4つに分類されています。心理的虐待が最も多くなっておりまして、その割合は年々大きくなっております。昨年度、平成28年度でみめますと56.8%となっているところでございます。心理的虐待が増えている要因といたしましては、委員の皆様が既に御承知おきと思いますが、警察において家庭内の問題に積極的に介入するようになったことが大きく影響しているところでございます。警察におきましては、夫婦間のDVや夫婦喧嘩などの際に子どもがいた場合は、心理的虐待で通告いたしております。また、念のため申し上げますと、従来から、近隣住民などから、子どもの泣き声や保護者と思われる大人の怒鳴り声通告

も多いわけですが、これらは心理的虐待としております。

続きまして、お手元の資料の2枚目をお願いします。上段に「被虐待児童年齢別件数」をお示ししております。こちらの件数は、虐待の相談件数全体が増加しておりますことから、件数といたしましては、各年代においても増加をしているといったところがございます。しかしながら、構成比といったところで見ますと、この5年間での大きな変化は見られなかった結果となっております。

続きまして、下段の「虐待相談経路別件数」でございます。通告経路といたしましては、平成24年度以降、警察からの通告が第一位となっております。これは、先ほど「虐待種別件数」のところで申し上げたように、警察が家庭内の問題に積極的に介入するようになったことが関係しているところがございます。ちなみに、警察からの通告が占める割合としては年々増加しており、平成24年度が29.3%でしたが、28年度には55.0%を占めるまでになっている状況です。今年度の状況を見ますと、昨年度をさらに上回る勢いで警察からの通告が来ている状況でございます。

次に、最後の3枚目でございます。こちらには「一時保護児童件数」をお示ししております。一時保護には、児童相談所の一時保護所での一時保護と一時保護所以外での一時保護委託があります。平成28年度に、虐待を理由に一時保護をした児童は、一時保護所が100人、一時保護委託が78人、合計で178人となっているところがございます。また、今年度の状況でございますが、一時保護所が91人、一時保護委託が99人で、昨年度よりも既に、この時点で大きく上回っている状況でございます。

一時保護件数自体は虐待相談件数の伸びに伴って増加しているわけではありません。年度によって変動がございます。これは先ほどから申し上げているように、警察からの通告といったものは、直ちに一時保護にいたる以前の状態で児童相談所が関わっている件数が多くなっておりますことから、相談件数と一時保護件数が比例して伸びていることではありません。

なお、委員の皆様は御承知かと思いますが、一時保護所では、子どもの年齢により生活リズムが異なること、また学齢期に達した男児、女児を一緒に生活させることは適当ではないことから、「幼児」、「学齢男子」、「学齢女児」の3グループに分けているところがございます。ちょっと、順序が逆になりますが、一時保護委託の主な委託先としては、里親、乳児院、医療機関、児童養護施設などをお願いしているところです。

このように児童虐待相談は引き続き増加をしていますことから、児童相談所では、今後とも職員の専門性の向上、体制の強化に努めてまいりますとともに、要保護児童対策地域協議会をはじめとする関係機関との連携を図りまして、今後とも迅速な対応、きめ細かい対応を図っていくこととしているところがございます。以上で説明を終わります。

(鈴木会長)

どうもありがとうございました。今の報告に対して、何か御質問なり、御意見なりはございますか。

(海老原委員)

一時保護後の施設入所とか、(児童福祉法の)28条の申し立てとか、あるいは親権喪失の申し立てがどのくらいあるか、もしお分かりになれば教えていただきたい。

(児童相談所長)

大変申し訳ありませんが、今年度途中の数字になってしまいますが、一時保護解除後の子どもの状況でございますが、一時保護所及び一時保護委託で保護いたしました件数が190件に対しまして、家庭に帰ったものが84件、児童福祉施設に入所となったものが26件、里親40件などが主な件数でございます。

親権喪失については、平成27年度には2件の申し立てをしましたが、28年度は0件でございます。今年度につきましても親権停止の申し立てを4件いたしているところでございます。

あと28条の申し立てについては、手元に詳細がなく申し訳ありませんが、例年、新規と更新も含めまして、おおむね4件から5件ほどであろうかと思えます。

(鈴木会長)

海老沼委員さん、よろしいですか。他にありませんか。

(海老沼委員)

ではもう1点だけ。虐待種別件数について、いつも疑問に思う。子どもへの虐待はいろいろ重なっていることが多いと思うのですが、ここでは、一つずつでカウントしているように思う。カウントの基準はあるのでしょうか。

(児童相談所長)

実態といたしまして、委員の御指摘がありましたように、様々な要素が含まれているケースがあります。その中で、やはり主たるもので分類させていただいております。といいますのは、国への報告が、この4種類のどれかに分けてという形で報告することになっているからでございます。

(鈴木会長)

皆様、他にはよろしいですか。

一時保護した後、結局、親権者の同意が得られなくて、主に28条、場合によっては親権停止という場合もあるかもしれませんが、しかも裁判所を経由したというのは、28年度で何件とおっしゃいましたか。いくらもないようでしたが。

(児童相談所長)

裁判所経由でございますか。

(鈴木会長)

はい。

(児童相談所長)

昨年度につきましては、裁判所を経由してきたものはございませんでした。

(鈴木会長)

28条の申し立て件数は。申し立ての結果、和解するという場合もありますが。

(児童相談所長)

失礼いたしました。手元に詳細な資料がありませんので、申し訳ございません。28条の申し立ては、例年、更新を含め、おおむね4、5件ほどでございます。

(鈴木会長)

その程度であれば。

(児童相談所長)

中には、和解に至ったものですか、既に法解除に至ったものもございしますので、年

によっては多少の前後はありますが、おおむね4、5件ほどでございます。

(鈴木会長)

親権停止の申し立てがあった件数は何件でしたか。

(児童相談所長)

27年度が2件、28年度が0件、今年度が4件といったところでございます。

(鈴木会長)

28年度は0件でしたか。

(児童相談所長)

動きをしたのはございますが、結果的に申し立てまでに至らなかったものもございません。あるいは、28年度から準備をされていて、申し立てが今年度に入ってしまったものもございます。

(鈴木会長)

それなら結構です。一時保護では、2か月のみで、さらに延長のために手段を講じたケースはないのですか。確か2か月になりましたね。

(児童相談所長)

それは4月からになります。同意がないものについては家裁に申し立てということになります。

(鈴木会長)

今までは、2か月を超えるものは結構ありますよね。

(児童相談所長)

2か月を超えるものも確かに年間で何件かありますが、多くは同意がなく保護いたしましても、親御さんとのやり取りの中で2か月の内で同意の取れるものも相当数ございます。

(鈴木会長)

そうですね。相当数ありますね。

子どもがどんどん減っている訳ですが、通告が増えていて、それに伴って児童相談所が対応する件数も増えている。さっき、警察からの通報の原因がありましたけれども、そういうことが起こっている増加傾向の原因は何なのですか。児相が把握するのは、ごく一部だと思うのですが。

(児童相談所長)

はっきりと裏付けがある話ではないですが、現場の方として感じていることは、一点は、先ほどから申し上げている警察が介入していること、それも従来であれば、虐待として通告されてこなかったようなものが通告されてきていることであり、もう一点は、近隣からの通告が件数として確実に増えてきているところでは、やはり市民の方の間においても、児童虐待に対する意識は10年、15年前とくらべ変わってきているのではないかと思います。

(鈴木会長)

児童相談所の方としては、その傾向はまだ続いて、おそらくずっと上昇のカーブを描くと予想されていますか。

(児童相談所長)

現在の流れはまだしばらく続くのではないかと思います。はっきりと裏付けがあるわけではありませんが。

(鈴木会長)

よろしいですか。他に何かございますか。特に児相の方で追加されることはございませんね。それでは、議事2に移りますので、担当課から説明をお願いいたします。

(子育て支援政策課課長補佐)

子育て支援政策課の橋本でございます。それでは、平成28年度及び平成29年度児童虐待防止啓発事業について説明いたします。

児童虐待防止啓発事業につきましては、児童虐待が児童に及ぼす影響や虐待通告窓口等について周知することを目的とし、「子ども虐待防止フォーラムの開催」や「オレンジリボンキャンペーンを実施」している他、プロサッカークラブである大宮アルディージャと連携・共同し「オレンジの絆」と題したキャンペーンを実施しているところです。

それでは、まず、「1. 平成28, 29年度の実績」「(1) 子ども虐待防止フォーラムの開催」について説明いたします。資料の1ページを御覧ください。当フォーラムは、例年、11月に市民会館うらわにおいて、民生委員や小中学校・幼稚園・保育園等の先生方、市保健福祉関係職員、一般市民など380名程度の方に参加いただき開催しております。平成28年度は、(当分科会委員の)大分大学福祉健康科学部教授である相澤仁氏をお招きし、「虐待を受けた子どもの理解とその対応-児童自立支援施設での実践を踏まえて-」について御講演いただきました。また、平成29年度は、子どもの虐待防止センター理事である片倉昭子氏をお招きし、「子ども虐待への具体的な対応」について御講演をいただきました。平成28年度、平成29年度とともに、講師の方の経験を踏まえた非常に貴重な御講演をいただくことができ、参加者の児童虐待防止への関心や理解を深めることができたと思っております。

次に、2ページになりますが、「オレンジリボンキャンペーンの実施」について御説明いたします。本市では、子ども虐待防止の象徴であるオレンジ色のリボンをシンボルに掲げ、11月に「児童虐待防止推進月間」を中心に「オレンジリボンキャンペーン」を実施している他、5月にも「春のオレンジリボンキャンペーン」を実施しているところです。オレンジリボンキャンペーンでは、毎年、市全職員によるオレンジリボンバッジの着用、大宮駅西口駅前広場や市・区役所等への横断幕・懸垂幕の掲出、関係機関でのポスターの掲示や啓発グッズ・チラシの配布、コミュニティバスへのバスマスクの掲出などを実施しております。その他、平成28年度におきましては、JR大宮駅におけるデジタルサイネージ広告の放映やランニングイベントであります「駒場ファンラン」におけるキャンペーンを実施し、平成29年度におきましては、JR埼京線におけるトレインチャンネル広告の放映を実施いたしました。引き続き、児童虐待防止やオレンジリボンについての認知度の向上に努め、より効果的なPRを実施してまいります。

続いて、4ページを御覧になってください。「(3) 児童虐待キャンペーン「オレンジの絆」の展開」について御説明いたします。本市では、プロサッカークラブ「大宮アルディージャ」と連携・共同し、「オレンジの絆」と題した児童虐待防止キャンペーンを実施しております。集客効果の高いプロサッカーリーグの試合での普及啓発であるとともに、影響力のあるプロサッカー選手がメッセージを発信することにより、児童虐待防止

の機運醸成に向け、高い効果を期待しているところです。平成28年度、平成29年度ともに、5月と10月のホームゲームにおいて、観戦者へ啓発グッズを配布いたしました。また、大宮アルディージャの選手・スタッフにオレンジリボンのPRに御協力いただいた他、マスコット画像を利用した各種啓発事業等を実施しております。

最後に、5ページになりますが、「2. 平成30年度の予定」について説明いたします。平成30年度におきましても、「子ども虐待防止フォーラムの開催」「オレンジリボンキャンペーンの実施」「オレンジの絆の展開」を予定しております。引き続き、児童虐待防止の社会的機運を高めるため、また市民一人ひとりの意識を醸成するためにオレンジリボンキャンペーンを始めとした啓発活動を実施し、児童虐待が児童に及ぼす影響や虐待通告窓口等について周知してまいります。説明は以上でございます。

(鈴木会長)

どうもありがとうございます。何かこれについて御質問はございますか。

平成28年度の相澤委員の講演を傍聴させてもらいましたが、普通の一般市民の方はどのくらい来たか統計は残っていますでしょうか。

(子育て支援政策課課長補佐)

昨年度の集計資料は手元にはございませんが、今年度につきましては、市報等で広報させていただきましたが、お一人の参加となっております。

(鈴木会長)

一人だけですか。

他に何かございますか。それでは次へお願いいたします。

(事務局)

議事(3)の「その他」のところで、事務局から報告をさせていただきます。

(鈴木会長)

はい、どうぞ。

(事務局)

恐れ入ります。子育て支援政策課の栗原と申します。昨年秋ごろ、委員の皆様にも御案内させていただきました「子ども虐待重大事例検証実践講習会」が国において開催され、検討中の重大事例検証のためのガイドライン(案)の説明がありました。当分科会委員の相澤委員さんが、研究者として名を連ねております。私も出席しましたので、その報告をさせていただきます。

今までの児童虐待の検証におきましては、「児童虐待の防止等に関する法律」や、検証するようにとの通知しかなく、全国の自治体がそれぞれバラバラな検証報告書を作成しておりましたが、今後は、同じような構成の検証報告書が作成されると思われます。検証におきましても、どういった基準で行うかということも今後作成されるかと思われます。

また、記載する提言におきましては、「～すべきである。」との表記では他人事となってしまうため、「～する。」との表現にすることや、「事務局だけで作成するのではなく、委員の方々にも作成に携わっていただくなどし、より重き提言となるようにする」など、より実効性のある検証報告書の作成ができるようにするといった内容でした。

以上でございます。

(事務局)

事務局からもう1点御報告がございます。委員の皆様の任期についての御報告になります。当分科会及び当分科会が所属する「社会福祉審議会」の委員の任期が、今年度末である平成30年3月31日までとなっております。本市の附属機関の要綱におきまして、委員の任期は、原則2期、6年までとされており、現在2期目以上の委員の方々におかれましては任期満了となります。任期満了となります委員の方々におかれましては、本日まで、御尽力、御協力をいただきまして誠にありがとうございました。

ここで、任期満了となられます委員を御紹介させていただきます。鈴木経夫会長でございます。海老原夕美委員でございます。久手仁美委員でございます。佐藤清二委員でございます。相澤仁委員でございます。委員を離れられましても、引き続き御支援・御指導のほどよろしくお願いいたします。また、現在1期目の委員の皆様におかれましては、引き続き、4月以降につきましても当分科会の委員として御協力賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

(鈴木会長)

それでは、私が代表して挨拶をすることになりますか。

(事務局)

それでは、任期満了となられます委員の皆様を代表して会長より一言いただければと思います。鈴木会長、どうぞよろしくお願いいたします。

(鈴木会長)

私は、俗にいう虐待検証会議が始まってから、ずっとこの会長といひますか議長を務めさせていただいております。6年の任期は超えていたと思います。長い間、本当に、事務局の方をはじめ、何より委員の皆様方にいろいろな御協力をいただきました。いろいろな問題があるケースがあったと思いますが、本当に御協力ありがとうございました。私としては大過なくできたかなと思います。厚生労働省が監査に来たときは、結構厳しいことも言われましたけれど、少し見解の違いということもありました。

死亡事件や重篤事件について、検証が始まると、事務局も大変ですけど、委員の方も記録を読んで、検討をして本当に大変ですね。さらに、今度は厚労省から注文がついており、いろいろな資料が付いていますので、一段と大変になろうかと思っております。

ただ、幸いこの2年間は、重篤事件の検証はありませんでした。(児童虐待の)新聞記事についてはさいたま市かどうかを気にして見ていました。いずれにしましても、この検証会議を去ることになりますが、多かれ少なかれ、この児童虐待の問題とはこれからも関わっていくと思っております。あるいは、市の方と、児童相談所と何らかの関わりを持つこともあるかと思っておりますが、よろしくお願いいたします。本当に、事務局の皆様ありがとうございました。これで挨拶を終わらせていただきます

3 閉会

(事務局)

ありがとうございました。次に、事務局を代表いたしまして、子ども育成部長の住谷より御挨拶申し上げます。

(子ども育成部長)

事務局を代表いたしまして、一言御挨拶申し上げます。

鈴木会長をはじめ、委員の皆さんには、年度末の公私ともに御多用の中、御出席、御審議をいただき、ありがとうございました。本来であれば、児童虐待死亡事例がなくとも、年に1回は開催をすべきところではございますが、昨年度は死亡事例もなく、市議会が3月末までの開会だったこともあり、開催を見送った経緯がございました。よって本日は、虐待通告件数や一時保護の状況、及び、児童虐待防止啓発事業について2か年の状況を報告させていただいたところでございます。

先ほど事務局から御説明させていただいたとおり、分科会委員の皆様の任期が3月31日までとなっております。多くの委員の方々が任期満了となられてまいります。委員の皆様の中には、先ほど会長からお話がありましたが、複数件に渡る児童虐待検証を行っていただいた方もおられます。その節には、再発防止のためにと、闊達な御議論をいただきましたことに改めて深く感謝いたします。また、1期目の委員の皆様におかれましては、次の任期であります平成30年4月1日からの3年間におきましても、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

さて、浦和区で、与野駅から徒歩5分強の場所でございますが、子ども家庭総合センターが4月1日にフルオープンする予定でございます。児童相談所につきましては、既に移転して実務を行っております。施設には、こころの健康センター、教育相談室、ケアホームなど各専門機関を集積し、相談体制の強化を図るということで予定しております。委員の皆様におかれましては、お時間があれば、ぜひお立ち寄りいただきたいと思っております。

結びに、皆様におかれましては、今後のさいたま市の「子どもたち」のために、変わらぬお力添えを賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(鈴木会長)

ちょっと、ひとつだけ。この種の会合も、今度新しくできたセンターで、だいたいやることになりますか。

(子ども育成部長)

可能性としてはあります。そういった会合にも使えます。今日は会議が三つ続きまして、この会議が三番目なので、そういった調整もあるのですが、できればそういった場所も活用していただいて、ぜひ、そういった機会に中を見ていただくことも可能だと思います。

(事務局)

それでは、以上をもちまして、平成29年度第1回さいたま市社会福祉審議会 児童虐待検証専門分科会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。